

少年非行防止・保護総合対策推進要綱の制定について（例規通達）

平成16年10月 5 日

本部（少）第40号

〔沿革〕 平成20年 3 月本部（企）第16号、6 月本部（警務）第34号、23年 3 月第15号、26年 3 月第20号、27年 3 月第 9 号、令和 4 年 3 月第 9 号、5 年 3 月第10号、8 年 3 月第17号改正

最近の少年非行や少年の犯罪被害等をめぐる情勢は依然として厳しく、少年犯罪を抑止し、少年の健全育成を図ることが重要かつ喫緊の課題となっている。

こうした情勢を踏まえ、このたび、少年非行防止・保護総合対策推進要綱を別添のとおりに制定し、平成16年10月 5 日から実施することとしたから、この趣旨に沿って、少年非行防止及び保護に関する総合的な対策を推進されたい。

なお、少年非行総合対策推進要綱の制定について（平成10年 3 月25日付け本部（少）第 5 号）は、廃止する。

別添

少年非行防止・保護総合対策推進要綱

第 1 趣旨

この要綱は、少年の健全な育成を図るため、少年の非行防止及び保護に係る総合的な対策の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 基本方針

近年における少年非行をめぐる情勢は非常に厳しく、安全な治安の復活を求める県民の期待にこたえるためには、少年犯罪の取締りを強化すると同時に、少年非行を未然に防止し、非行少年の立直りを支援するなど、少年非行防止のための多角的な取組みを推進することが必要である。

一方、児童買春等の少年の福祉を害する犯罪（以下「福祉犯」という。）を始め、少年が被害者となる犯罪の発生状況も高水準で推移しており、少年非行防止対策と併せ、少年を犯罪被害等から保護するための取組みを推進することが必要である。

警察としては、こうした課題に的確に対処し、次代を担う少年の健全な育成を図るため、関係機関・団体、ボランティア等との連携を一層強化しながら、「強くやさしい」少年警察の運営に努めることを基本方針とする。

第 3 少年の非行防止及び保護に係る対策

1 総合対策推進のための基盤整備

少年非行防止及び保護に関する総合的な対策を推進するため、次により、人的基盤等の整備を図る。

(1) 推進体制の整備

業務負担に応じた適正な人員の配置により、少年事件及び福祉犯の捜査、児童虐待防止対策その他少年の非行防止及び保護の両面にわたる諸施策を推進するための体制を強化する。

(2) 担当職員の知識の向上

少年事件に携わる捜査員に対する少年審判手続及び少年事件捜査の特性並びに捜査上配慮すべき事項についての指導教養を充実させ、捜査技術の更なる向上を図る。

(3) 関係機関等との連携の強化

ア 社会が一体となって少年の健全育成のための取組みが推進されるよう、学校、教育委員会、児童相談所、地方公共団体のサポートチーム及び家庭裁判所を始めとする関係機関・団体、ボランティア等との連携を強化する。

特に、学校とは、既存の学校警察連絡協議会を活用するほか、平成16年4月1日から実施されている学校・警察相互連絡制度に基づき、プライバシーに関わる情報の取扱いに慎重な注意を払いつつ、少年の非行事案、いじめ、校内暴力事案等に関する情報や意見の交換を積極的に行い、情報の共有化と共通認識の醸成を図った上で諸対策を推進する。

イ 非行や犯罪被害等の問題を抱えた少年を個別に支援するため、関係機関等と構成する少年サポートチームの普及を促進し、その活動を活性化させる。

(4) 少年警察ボランティア活動の活性化

ア 少年補導員その他の少年警察ボランティアについて、人材や活動内容の多様化を図り、地域社会において行われる少年の健全育成のための活動を活性化させる。

イ ボランティアの活動をより積極的に効果的なものとするため、必要な情報の発信、助言等の支援を行う。

2 厳正・的確な捜査及び非行集団対策の推進

深刻な少年非行情勢に厳正に対処するため、次に掲げる対策を推進する。

(1) 厳正かつ迅速な少年事件捜査の推進

少年の立直り及び適切な被害者支援に資するため、少年犯罪に対して厳正に対処するとともに、捜査の迅速化を図り、早期の送致に努める。

(2) 事件の指揮及び指導の強化

少年審判手続及び少年事件捜査の特性を踏まえ、少年事件捜査幹部による指揮及び指導を強化することにより、「非行なし」決定事案や手続上の問題の発生を防止するなど、適正捜査を推進する。

(3) 非行集団対策の推進

生活安全、刑事、地域及び交通の各部門が一体となり、非行集団及びその活動に関与する暴力団の取締りをはじめ、関係機関・団体、ボランティア等と連携した少年の非行集団への加入阻止並びに構成員の離脱及び立直りの支援を強力に推進することにより、非行集団の解体補導を推進する。

特に、暴走族については、あらゆる法令を適用した検挙や補導を徹底して行うほか、関係機関、地域住民等と連携の上、暴走族を追放する社会気運の高揚、暴走行為阻止のための道路交通環境の整備、車両の不正改造防止対策等を組み合わせた総合的な対策を推進する。

3 少年の非行及び犯罪被害等の未然防止

少年の非行及び犯罪被害等を防止するため、関係機関・団体、ボランティア等と

連携して、次に掲げる対策を推進する。

(1) 不良行為少年等の早期発見・早期措置

街頭補導活動を強化し、不良行為の段階での助言又は指導を的確に行うことにより、少年の立直りを促すとともに、被害少年及び要保護少年について適切な保護の措置をとる。

(2) 少年及び保護者に対する相談活動の強化

少年非行、家出、自殺等の兆候の早期発見とその未然防止並びにいじめ、児童虐待等に係る被害少年及び要保護少年の保護のため、相談しやすい環境を整備し、少年及び保護者に対する相談活動の強化を図る。

(3) 少年の薬物乱用の根絶

薬物乱用防止教室の開催その他の啓発活動の充実を図り、少年に薬物の有害性、危険性等に関する正しい知識を習得させ、薬物乱用の根絶を図る。

(4) 子どもを犯罪から守るための対策の推進

略取誘拐事件等の子どもが被害者となる犯罪を未然に防止するため、警ら・警戒活動の強化、関連情報の交換、防犯講習会の開催、学校警察連絡協議会の活用、「子ども110番の家」の活動支援等を推進する。

(5) 学校、幼稚園等が行う自主的な安全管理の促進

校内に部外者が侵入して子どもに危害を加える事案が後を絶たないことから、学校、幼稚園等において、正当な理由なく出入りしようとする者の排除、不審者侵入想定訓練の実施、関係機関・団体、地域住民との連携の強化等の自主的な安全対策が確実に講じられるよう、教育委員会とも一層連携しつつ、その支援策を推進する。

4 少年を取り巻く環境の浄化

少年の非行や犯罪被害等の背景にある有害環境を浄化するため、関係機関・団体、ボランティア等と連携して、次に掲げる対策を推進する。

(1) 福祉犯の取締り

ア 児童買春、児童ポルノ、薬物の密売を始めとする福祉犯の取締りを徹底する。

イ 福祉犯の犯罪を防止するための広報啓発活動を積極的に行う。

(2) 少年に対する暴力団の影響の排除

暴力団が関与する福祉犯、暴力団への加入強要、脱退妨害等の取締りを徹底するとともに、暴力団と関わることの危険性についての広報啓発活動を推進し、少年に対する暴力団の影響を排除する。

(3) 有害図書、ピンクビラ等の有害環境の浄化

ア 風俗営業、性風俗関連特殊営業等で少年の健全育成を阻害する形態により行われているものに対し、その指導・取締りを徹底する。

イ 酒類、たばこ、有害図書等を少年が容易に入手し得るような環境を浄化するため、二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律（大正11年法律第20号）、二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律（明治33年法律第33号）、新潟県青少年健全育成条例（昭和52年新潟県条例第6号）等に基づく取締り及び関係業界に対する指導を積極的に行う。

ウ 有害環境の浄化に関する広報啓発活動、有害図書等の自動販売機の撤去運動、ピンクビラ等違法広告物の撤去等の諸対策を講ずる。

(4) インターネット上の有害コンテンツ対策の推進

ア インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律を活用し、出会い系サイト対策を推進する。

イ フィルタリング機能に関する広報啓発活動等により、少年をインターネット上の有害コンテンツから保護する。

(5) 深夜はいかいや家出を抑制するための取組みの推進

ア 深夜はいかいや家出をする少年の多くが、深夜から翌日の時間帯にかけて営業するカラオケ店、インターネットカフェ、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等を利用している現状を考慮して、当該時間帯に少年の利用をさせないような措置を講ずるよう、関係事業者に要請する。

イ 風俗営業者等に対しては、関係法令の厳正な運用により、少年の深夜はいかいや家出を助長する営業形態の是正を図る。

5 少年の規範意識の向上及び社会参加支援

少年の規範意識を向上させ、また、少年の社会との関わりを深めることが非行防止及び非行からの立直りに資することから、関係機関・団体、ボランティア等と連携して、次に掲げる対策を推進する。

(1) 非行防止教室等による教育及び啓発

学校と連携して行う非行防止教室、薬物乱用防止教室等の開催、罪を犯した場合の刑罰及び処分並びに民事責任に関する教育等により、少年の規範意識の向上を図る。

(2) 家庭及び地域社会による取組みの支援

少年非行、犯罪被害等の実態に関する情報発言、非行防止教室等への保護者の参加促進、地域の保護者の会の活動促進等を積極的に行い、家庭及び地域社会による少年の健全育成のための取組みを支援することにより、少年の規範意識の向上を促すとともに、関係者の社会的責任の自覚を高めるよう努める。

(3) 少年の活動機会・場所づくりの促進及び立直り支援

ア 無職少年や地域に溶け込めない事情のある少年の存在にも配慮しつつ、関係機関・団体、ボランティア等との適切な役割分担の下、環境美化活動、社会福祉活動、スポーツ活動等地域の実情に即した様々な活動機会・場所づくりを促進する。

イ 暴走族の構成員や非行少年等については、命の尊さを考えさせたり、自己に対する評価を高めたりするような社会奉仕活動への参加等、自己の非行について内省を促し、自ら新たな生き方を模索できるような、立直り支援のための取組みを積極的に推進する。

6 被害少年の保護等

被害少年及び虐待を受けた児童について、再び被害に遭うことを防止するとともに、その立直りを支援するため、関係機関・団体、ボランティア等と連携して、次に掲げる対策を推進する。

(1) 被害少年対策

犯罪被害等に遭った少年に対して、心身への影響に配慮しつつ、適切な助言を行うなどの立直り支援を行うとともに、福祉犯の被害少年については、少年の特性に応じ、一時保護、施設への入所等適切な措置が講じられるよう配慮する。

(2) 児童虐待への的確な対応

ア 虐待を受けた児童の適切な保護、支援等を行うため、児童虐待事案の早期発見と関係機関への通告、児童相談所長による立入調査等に対する適切な援助を実施する。

イ 刑事事件として取り扱うべき事案については、厳正な捜査を行う。

第4 少年非行防止・保護総合対策推進本部等の設置

1 推進本部の設置

警察本部に少年非行防止・保護総合対策推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

2 推進本部の任務

推進本部は、第3の少年の非行防止及び保護に係る諸対策を総合的かつ計画的に推進することを任務とする。

3 推進本部の組織

推進本部は、推進本部長、副本部長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

推進本部長	本部長
副本部長	生活安全部長
委員	警務部長
	地域部長
	刑事部長
	交通部長

4 推進本部の会議

(1) 推進本部長は必要に応じて委員会を招集し、議事を主宰する。

(2) 推進本部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。

5 幹事会

(1) 推進本部に幹事会を置く。

(2) 幹事会は、推進本部の任務を実現するために必要な事項及び推進本部長が指示する事項について検討等を行い、その結果を推進本部に報告する。

(3) 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

幹事長	生活安全部長	
幹 事	警務部	警務課長
	生活安全部	生活安全企画課長
	生活安全部	人身安全・少年課長
	生活安全部	生活保安課長

生活安全部	サイバー犯罪対策課長
地域部	地域課長
刑事部	捜査第一課長
刑事部	捜査第三課長
刑事部	組織犯罪対策課長
刑事部	国際・薬物銃器対策課長
交通部	交通指導課長

(4) 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、その議事を主宰する。

(5) 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し、幹事会への出席を求めることができる。

6 庶務

推進本部及び幹事会の庶務は、生活安全部人身安全・少年課において処理する。

7 対策室の設置

署長は、少年の非行防止及び保護に係る諸対策を効果的に推進するため、警察署に少年非行防止・保護総合対策室を設置するものとする。